

## 令和 7 年度 議会運営委員会行政視察報告書

- 1 参加委員  
 (委員長) 長谷川由美  
 (委員) 花田慎 (委員) 藤村優佳理 (委員) 木山耕治 (委員) 新倉真二 (委員) 岡崎進  
 (委員) 水島誠司 (委員) 菊池雅介 (委員) 山崎広子
- 2 欠席委員  
 (副委員長) 藤本恵祐
- 3 視察日時  
 令和 8 年 1 月 2 8 日 (水曜日) 午後 2 時 0 0 分から午後 3 時 3 0 分まで
- 4 視察先  
 滋賀県長浜市議会
- 5 視察事項  
 (1) 議会活性化の取組について  
 (2) その他

### 6 視察概要

	(担当 菊池 雅介)
<b>視察先選定理由</b>	<p>市民に対し、信頼されより開かれた茅ヶ崎市議会を目指し、議会の活性化の取組に関して、議会改革の事例を学ぶために長浜市議会を選定した。特に以下の 3 点についてご教示願った。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 通年議会について</li> <li>2. 委員会のオンライン会議の導入</li> <li>3. 委員会代表質問の導入について</li> </ol>
<b>内容</b>	<p>長浜市の概要          長浜市は令和 8 年 1 月 1 日時点で人口 111, 156、47, 111 世帯であり市の面積は 681. 02 キロ平方メートル (内、可住地面積 164. 24 キロ平方メートル) である。</p> <p>議会概要          議員定数は 22 名。現在欠員 2 名。          「常任委員会」          ・総務教育常任委員会 (7 名)          ・健康福祉常任委員会 (7 名)          ・産業建設常任委員会 (7 名)          ・予算常任委員会 (21 名)</p> <p>「議会運営委員会」          8 名 (3 名以上の会派から選任)</p> <p>「特別委員会」          ・決算特別委員会 (9 月定例議会時)          ・地域医療再編特別委員会 (令和 6 年 5 月～令和 7 年 3 月設置)</p>

## 1. 通年議会について

### ①導入に向けた検討経過

第1期活性化検討委員会（平成26年）において、中期的事項として「重要な取組みであり、今後、他市等の取組みを参考にしながら更なる検討を深める」旨を答申

◆平成31年1月28日 通年議会の導入検討について、議長が議会活性化検討委員会に諮問

～議会活性化検討委員会において通年議会の導入を検討～

◆令和元年7月19日 通年議会について、議会活性化検討委員会から議長に答申（地方自治法第102条第2項で定める定例会の回数を年1回とする方法で実施すべき）

～以後、会派代表者会議・議会運営委員会において通年議会の導入に向け検討～

◆令和4年8月1日 通年議会の導入

### ②導入に向けた検討事項

検討事項（主なもの）

◆会期の始期と終期の設定

◆専決処分

◆一事不再議

◆発言の取り消し又は訂正

◆開議（再開）に係わるルール設定

◆通年議会実施投稿の制定 など

### ③通年議会イメージ

8月召集議会

休会

9月定例会

休会

12月定例会

休会

3月定例会

休会

6月定例会

閉会（必要に応じて臨時会を開催）

\*休会期間中に必要があれば『特別議会』を開催

\*定例会の会期：8月～翌6月

\*議会の招集は市長が行う。

\*低停会の会期中に開催される会議は以下の通り。

・招集議会→定例会の招集時に開く会議（8月）

・定例会議会→定例会の会期中に、定期的に開く会議（9月・12月・3月・6月）

・特別会議→定例会の会期中に、緊急に開く会議

### ④導入後の効果について

◆災害時の突発的な事件等に対応できる。

◆会期中は議長の判断で本会議を開くことができる。

◆市長の専決処分を必要最小限に抑制することができる。

◆通年議会はいつでも本会議を開催できる。

◆開催通知のタイミングは、基本は開催日の7日前、特別議会及び臨時会は開催依頼から7日以内としている。

## 2. 委員会のオンライン化について

①令和2年4月の新型コロナウイルス感染症対策として緊急事態宣言が発令され、本市議会においては、コロナの感染拡大中は、基本的な感染対策を徹底する事により、従前のおり対面での会議により委員会を開催してきた。地方議会の本会議や委員会をオンライン会議により開催できるか否かが、全国的な議論となり、地方自治法の一部改正に至った。  
災害発生時における議会対応に必要な体制を整えるため、委員会のオンラインに向けた協議に着手。

### ②委員会のオンラインに向けた検討経過

- ◆令和5年11月10日 会派代表者会議で、委員会のオンライン化について協議  
→実施に向けて環境整備を進めるが、濫用を防ぐための制度を整える必要がある。
- ◆令和6年4月1日 改正地方自治法の施行（オンラインの開催等）
- ◆令和6年6月28日 長浜市議会基本条例を改正  
→災害発生時における議会対応に必要な体制を整えること等を規定
- ◆令和6年8月26日 議会活性化検討委員会においてオンラインの制度化に向けた検討を開始
- ◆令和6年12月9日 議会活性化検討委員会から議長に報告（会議規則・委員会条例の一部改正を求めるもの）
- ◆令和6年12月19日 改正会議規則・委員会条例の施行

### ③主な検討事項

#### ◆開催条件

以下のいずれかに該当する場合、委員会をオンラインによる方法で開くことができる。

\*少なくとも委員長と副委員長の一方は、原則、委員会室に参集する。

A. 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により、委員が委員会の開催場所に参集することが困難と委員長が認めるとき

B. 委員会への出席を求められるもの（\*）が、公務、疾病、看護、介護、出産、配偶者の出産補助、育児、その他やむを得ない理由により、オンラインでの出席の申し出があり、委員長が許可したとき

（\*委員、委員外議員、紹介議員、その他委員会又は委員長が必要と認める者）

#### ◆出席手続き

①開催要件A. によりオンライン委員会が開催される場合、オンラインで出席を希望するときは、委員長に届け出なければならない。

②開催要件B. により委員会のオンラインによる方法での出席を希望する場合は、事前に委員長の許可を得なければならない。

③参考人、公述人及び請願者は、委員会の開催方式に因らずオンラインで出席できる。

④説明員は、委員長が特に必要と認める場合に限り、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

#### ◆表決方法の整備

①対面での開催、オンラインによる方法での開催を問わず、表決は出席委員の挙手を確認して行う。

②簡易表決で出席委員から異議が出たときは、委員の挙手により表決を行う。

	<p>◆秘密会 オンラインによる開催はできない。</p> <p><b>3. 委員会代表質問について</b></p> <p>①委員会代表質問の導入に向けた検討経過</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆令和5年2月20日 長浜市議会基本条例の検証に着手 ～以後、検証の過程で、委員会代表質問を導入すること等を確認～</li> <li>◆令和6年6月28日 長浜市議会基本条例を改正 →多様な立場や観点から質問できる機会を確保すること等を規定</li> <li>◆令和6年8月26日 議会活性化検討委員会において検討を開始</li> <li>◆令和7年1月27日 議会活性化検討委員会から検討結果を議長に報告 (実施要綱の制定を求めるもの) ～以後、会派代表者会議・議会運営委員会において要領の内容を検討～</li> <li>◆令和7年5月23日 委員会代表質問実施要領の施行</li> </ul> <p>②委員会代表質問の目的</p> <p>委員会代表質問は、所管事項に関する政策の立案及び提案を積極的に行うとともにその内容を充実させ、議会の議事機関としての性質を強化すること、すなわち「政策提言等の過程を深耕・可視化すること」が目的である。</p> <p>③具体的な効果・影響及び留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆委員会の政策提言等へのプロセスについて、市民にも経過が見えるようになる。</li> <li>◆委員会で政策議論を継続的に行っていくことが重視されるようになる。</li> <li>◆政策を煮詰めるため、委員会での協議時間を確保する必要がある。</li> <li>◆委員会代表質問の再開は、あらかじめ全会一致で意思統一を図ったものしかできない。</li> <li>◆委員会代表質問とその答弁、いずれも委員会と市当局の総意として行われるものである。よって、答弁の内容について後の委員会で当局に資することは厳に慎まなければならない。</li> <li>◆委員会代表質問の実施できる時期は、予算審査を行う3月定例会議会を除いて、6月定例会議会及び12月定例会議会の個人一般質問を行う前又は9月定例会議会の会派代表質問を行う前とする。</li> </ul>
<p><b>考察</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市との比較</li> <li>・本市への事業導入の可能性</li> <li>・今後の検討内容</li> </ul>	<p>長浜市は琵琶湖を擁し、戦国時代に豊臣秀吉が築いた城下町として発展し、歴史と文化が色濃く漂う観光都市の側面が強い都市である。又、同市は第2次産業（製造業）が主要産業である。歴史的に新しい本市はベッドタウンとしての性格が前面にある都市であり対照的である。人口密度を比較すると、本市は長浜市の約32倍である。裏を返せば長浜市の議員の活動範囲は広大であることが理解に容易い。長浜市議会議員のご活動を考えると頭が下がる思いである。</p> <p>市民へのメリットとして、茅ヶ崎市議会に通年会期制を導入すれば、報告書の記述の効果の他に、議会の開催時間が長くなるため、市民の議会傍聴や関連行事等に参加できるチャンスが増える。併せて、議会からの情報発信量の増により市政への関心が高まる可能性が挙げられる。</p> <p>次に、委員会のオンライン開催についてである。こちらも得る効果が大きい反面、制度・ルールの整備や対面議論の質的維持、市民への公開性の担保などの検討の必要性が高いと考える。</p> <p>次に、委員会代表質問についてである。本市では、以前より常任委員会による政策提言を実施している。これに加えて委員会代表質問の実施を導入した際、常任委員会からの提言内容をより重厚で実効性の高いものにする可能性がある。一方で重複する制度の調整、本会議での質問時間の増加によるスケジュール管理に影響が生</p>

じる可能性がある。  
総括的な考察として、今回の3項目を鑑みると全てにおいて、議会職員を初めとする行政職員の負担増が想定される。これらも含め、今後は、長浜市議会が行ってこられたように、議員同士の本音の議論を通してしっかりと検討に検討を重ね、議会基本条例の見直しと最終的には執行部との議論も交えての結論を導き出してまいりたい。